広島信用金庫

総合口座取引規定（普通預金無利息型）

【総合口座取引規定（普通預金無利息型）】

1.（総合口座取引）

（1）次の各取引は、ひろしん総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。

①普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じ。）

②期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M 型）、自由金利型定期預金、変動金利定期預金および定額複利預金（以下これらを「定期預金」といいます。）

③第２号の定期預金を担保とする当座貸越

（2）普通預金については、単独で利用する事ができます。

（3）第 1 項第 1 号および第 2 号の各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。

2.（取扱店の範囲）～4.（預金の払戻し等）

総合口座取引規定に準ずる。

5.（預金利息の支払い）

（1）普通預金（但し、利息を付さない旨の約定のある普通預金を除きます。）の利息は、毎年 2 月と 8 月の第３土曜日の翌日に、普通預金に組入れます。

（2）定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

6.（当座貸越）

～18.（手数料の取扱い）

総合口座取引規定に準ずる。

19.（規定の変更）

（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上

（2024 年 11 月 1 日現在）